

岡本の国会での質問

163-衆-決算行政監視委員会-2号 平成17年10月26日

○筒井委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、私は、BSEの問題だけではなくて、環境省にも来ていただいておまして、アスベスト対策についても時間の許す範囲でお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

また、きょうは、食品安全委員会のプリオン専門調査会座長であります吉川先生にもお越しをいただきました。本当にお忙しい中、御無理を申し上げましたけれども、きょうはよろしく願いいたします。

まず最初に、今、食品安全委員会でのカナダ産牛肉とアメリカ産牛肉の評価の前に、民主党としてもアスベスト対策の新法をまとめたところでもありますけれども、政府におけるアスベスト対策。新しい法律を制定することを含めて現在鋭意協議中だと聞いておりますけれども、この概念。アスベストによる健康被害を受けた皆様方にすき間なく金銭的補償をしていくという考え方だと聞いておりますけれども、悪性中皮腫におけるアスベストの因果関係というのは医学的にもかなりの部分が相関があるということがわかってきておりますが、事肺がんに関していいますと、この評価は大変に難しいところがあります。

すき間なく多くの被害者の皆様方に金銭的補償をするとすると、どうしても、適用とされない人、補償の対象とならない人にも補償がおきるような大き目の制度設計をしなければならないというふうに私は考えるんですけれども、特に政府として、すき間なく補償が行き渡るような方策、どういったことをお考えなのか。これから検討をするということではなく、今想定をしている範囲内で結構ですから、お答えをいただきたいと思っております。

○滝澤政府参考人 特に肺がんについて判断が難しいのではないかとのお尋ねがございました。

政府全体の方針といたしましては、九月の二十九日に関係閣僚会合において基本的枠組みがまとめられております。その中で、対象疾患について、石綿を原因とする疾患であることを証明する医学的所見があることという表現が明記されております。

御指摘の肺がんについては、石綿以外にもさまざまな原因が考えられておりますので、石綿に起因するものであることを示す医学的な所見という部分について、明確に専門家の検討をしていただき、設定していきたい。

それで、今後、検討会を設置して、具体的な検討に早急に着手するというちょうどタイミングになっております。

○岡本(充)委員 いや、検討するのではなくて、私はきのうもちょっとお話をさせていただいたんですけれども、石綿が原因だと特定をするためには、例えば病理学的な所見が必要だと。では、肺の組織を見て石綿がある可能性、病理学的な組織が残っていたとしても、そのスライドガラスの中に石綿があるかないかなんというの、もしかしたら確率として非常に低いかもしれないわけですね。スライドガラスの中に、切片の中にたまたまあればいいですよ。そうじゃない場合には原因とならないのか。

逆に言えば、確かにほかの要因があるでしょう。例えば喫煙もありましょうし、ほかの要因があるのはわかっていますけれども、では、喫煙でなった人まで拾っていいのかという議論もあるでしょう。

しかし、すき間なく埋めるというのであれば、大き目の網を用意して、フォールスポジティブ、フォールスネガティブという科学的な言葉もありますけれども、はっきり言うと、今回は、適用じゃないかもしれないけれども、その人にもお金がおりてしまうというか、おきるような大き目の枠を設定す

る意向なのか、その方針だけでも示さなければ検討会で多分話ができないと思うんですよ。

そういう意味で、政府としては、大きい網を用意して、今回は、適用にならない人も場合によってはお金がおりてしまうかもしれないけれども、それでも、そのリスクを冒してでも大きい網を用意するんだという意味合いでその検討をしてもらうのかということです。

○滝澤政府参考人 若干繰り返しになりますが、石綿を原因とする疾患であることを証明する医学的所見、これは、ポジティブな所見を今の医学レベルにおいてどのような基準を並べるか、選定するかということでございまして、今委員のおっしゃるような言い方でのお答えという意味で申し上げますと、ポジティブに石綿起因であるということが証明されることが今回の救済の対象になるのではないかというふうに私は考えております。

○岡本(充)委員 だとすると、政府が今回の枠組みである程度合意しているすき間なくという概念からいうと、私も、石綿でないことが証明されない限り、肺がんでお金を出せと言っているわけではないんです。ただ、石綿が原因である、石綿に起因するということを証明することは極めて難しいんじゃないかという懸念を持ってしまして、とすると、過去にさかのぼって、亡くなられた方で、肺がんの患者さんの中で石綿に起因すると明らかに言えるような人というのはかなり少なくなる。それでは、すき間なくというその言葉に合致しないんじゃないんですかというふうに聞いているんです。

○滝澤政府参考人 中皮腫と肺がんを並べて少し簡潔に申し上げますが、中皮腫という病気は、九割方アスベスト由来であろうということが医学的にも知見の積み重ねで言われております。逆に、中皮腫を診断する際にそれではどうするのかということは、なかなか、パソロジカルに病理組織を見なければというような、かなり本人に負担をかける話もございます。

これは厚生労働大臣も先日答弁されておりましたが、そういうことで、中皮腫については、中皮腫という診断があれば、それは救済の対象にしようという基本が今考えられております。

一方、肺がんは、年間五万人以上の発生がございますけれども、さまざまな要因で肺がんが発生すると言われてしまして、私ども、繰り返しになって恐縮ですが、今のところの基本的な考え方としては、石綿に起因する肺がんである。例えばエックス線所見で、プラークでありますとか石綿小体でありますとか、専門家にそこを詰めていただくわけですが、そういうことを条件にして、認定基準にして、それに当てはまるかどうかというものをやはり吟味して、それで救済の対象にする、そういうイメージを今のところ持っています。

○岡本(充)委員 BSEの話もしなきゃいけないので余り長くは言えないんですが、今お話にありましたけれども、中皮腫は確かに私もそうだと。

ただ、私も、肺がんの人をみんな救えと言っているわけじゃないんです。みんな対象にしると言っているわけじゃない。ただ、今のお話ですと、かなり数が、証明するのは難しい。

本当に石綿に起因するかもしれない人をすき間なく埋めようと思うのであれば、医学的所見のみを求めるのであれば、労災の適用基準がいいかどうかは別です、これは労災ではないわけですがけれども。例えば、石綿に暴露したのが何年、こういう基準が一つあったりする。医学的所見以外のものでもそれを補完していくことで、クリティカルな証明が医学的にできなくても、ある程度補完するようなものを設けていかないといけないのではないかと、こういう趣旨を含めての質問なんです。

○滝澤政府参考人 もちろん、個々人の暴露歴といいますか、職歴とかあるいはヒストリー全体ですけれども、そういうものを参考にするというのは当然のことだと思います。

先ほど申し上げたプラークとか小体の話は、先生御承知だと思いますけれども、暴露歴とかなり関連するのではないかと。それを、その度合いでもって認定基準にするかどうか、あるいは基準にするにしてもどういった定量的な基準にするか、こんな議論を今後お願いしていくわけですし、ヒストリーと、それから客観的な医学的所見と、当然総合的に判断して対象を決めていく、こういうイメージ

でございます。

○岡本(充)委員 では、この問題は、また機会を見つけて御質問させていただきたいと思います。さて、食品安全委員会のプリオン専門調査会の吉川座長にお越しをいただいておりますので、早速御質問させていただきたいと思います。

今回、食品安全委員会に諮問されております、米国産もしくはカナダ産牛肉と日本産牛肉の同等性という言葉があります。同等性というのはどういうことだと吉川座長はお考えになられているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○吉川参考人 お答えします。

諮問の最初るときから、今回の報告書、たたき台を見られたと思いますけれども、今までのとかなり違って、「経緯」と「諮問の趣旨」という、そこから書き始めてありますけれども、同等性というものを最終的にどう考えるかというところは、委員会でもこれまでも何回か議論しましたし、前回のときにも管理側に、諮問の趣旨としての同等性というのはどういうことなのだというのを改めて問い直したわけです。

私自身としては、米国及びカナダ産の牛肉あるいは内臓と、現在日本で流通している全年齢の牛肉及び内臓のリスクが、それぞれの要因について分析をして比較したときに、どのぐらいのリスクがあって、それぞれどういう違いがあるのかなんかということをお答えするというので、分析というのはそういうことですから、科学的に分析した結果として、両群の間にその差が非常に少ないというのが結論であれば、評価の結果はそれでいいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 ちょっと大分先走ってお答えをいただいたんですけども、同等性という言葉について、確かにこの前も少し議論になっていました。私も、プリオン専門調査会、月曜日午後、傍聴させていただいたんです。

では、日本とアメリカもしくはカナダ、これからちょっとアメリカ及びカナダをアメリカと言わせていただくかもしれませんが、例えば日本とアメリカのリスクを評価する上で、同等なのか。同等だと言えるのは、非常に小さければ同等だと言えるのか、それとも非常に小さいは差があるのか。定性的に評価をすることを基本とすると審議するに当たっての基本方針に書いてありますけれども、定性的に言えば、非常に小さいという言葉は同等なのか、それとも同等ではないのか。これは、科学的に言えば差があるということを言いたいんだというふうに私は思うんですけども、参考人はどのようにお考えでしょうか。手短かにお願いします。

○吉川参考人 数学理論で同等、そういう科学性で言うならば、同等というのはAイコールBということですから、それ以外のものはすべて同等でないという答えになります。

要求されたのは、それぞれの条件について評価した結果として、そのリスクというものの大きさがどうなるのかというふうに私は最初から考えておりました。それで、両方を比較したときに、その差は非常に少ないというのが分析結果であって、それを行政的に国際防疫上同等と考えるか、あるいはそれを、そういうふうな了解のもとで行政対応をとるかとならないかは、これは管理側が判断すべきことであって、分析対象としては、科学的に差があるかないか、その差は大きいのか小さいか、どのレベルに入るものかということをお答えするようにというふうに諮問されたかと私自身は考えています。

ただ、これは委員会ですから、委員全体のコンセンサスをとるという格好で詰めていきたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 まさにその科学的な見地を求められているわけですから、同等かどうかという諮問の仕方がいいか悪いかは食品安全委員会では判断する内容ではありませんし、今言われたように、科学的に考えればAイコールBがまさに同等であるわけで、そこに少しでも差があれば、当然

のこととして同等ではない。

例えば、この分野でいうと、私もさんざん、ウエスタンブロットをこれまで実験室でやってきました。同じところにバンドが、近いからこれは同等、同じものですよと言っただけで先生のところを持っていったら、先生は、これは違う、高さが、バンドのレベルが違うじゃないかと。もしくは量でも、この光り方とこの光り方が同等ですよと言っただけで、それはきちっと定量的に評価をして、本当に同等かということをお私たちの科学の分野では求められると思うんですよ。

科学的な見地を求められている食品安全委員会のプリオン専門調査会であるからこそ、私は、同等であるかと聞かれれば、これは最終的に突き詰めれば同等ではない、科学的にはそうだ、あとはリスク管理官庁の方でこの答申をどう使われるかはどうぞ御自由ですが、AイコールBでないことは事実だというふうにはお答えする、そういう御意向はないんでしょうか。簡潔に。

○吉川参考人 どういうレベルで、どういう形で結論を返すかというのは、まだ最終的な段階に至っていませんので、それぞれの委員の意見を聞きたいと思っておりますけれども、私個人の考えとしては、科学的なAイコールB、今言われたような意味で同等性を問われたというふうには余り考えておりません。

それは、もともとすべての条件がわかって、すべてが同じであればそういうことになりましてけれども、御存じのように、日本もアメリカもカナダも、出てきた背景も違えば、とってきた規制も違いますし、まして今度のは前提条件まで含めての評価ですから、科学的にはどのレベルのリスクに互いが入るのかということをお返せば、それで私は個人的にはいいと思っておりますけれども、委員の中にはいろいろな意見があると思うので、その点についても議論していきたいというふうにお考えしております。

○岡本(充)委員 それで座長代理は前回コメントを出されたわけですね、同等かどうかは不明であるというのが科学的な、適切な表現じゃないかと。

要するに、私も、二国間の制度もしくはリスクが全くイコールになることは、それは同じ国じゃないんですからあり得ないのはわかっています。ただ、差があるかないかと言われれば差はあるわけで、それで、同等かどうかは、同等ではない。イコール、もちろん輸入再開がいい、だめという判断はどうぞリスク管理官庁の方でやってくださいというのであれば、それはわかりますけれども、そこに差があるというのであれば、答申は、非常に差が小さくろうが差があるという結論であるというふうにお認識をしたいと思います。

それについて、座長は、それで問題がない、そのとおりだというふうにお考えか。もう本当に時間がないので、端的に、短くお願いします。

○吉川参考人 最も大事なことは、小さい差があるかないかということではなくて、それによってどれだけの大きなリスクが入るか入らないかということをお分析することだと思っただけで分析をしておまいりました。

○岡本(充)委員 大きなリスクが入ってくるのかどうか。では、ちょっと個別の話をしていきたいと思っております。

私は幾つかお伺いしたいものがあるんですが、このたたき台、いろいろ拝見していくと、例えば日米のサーベイランスなんかの比較もしています。それから、摘発率を比較したりしています。例えば、こういう数字の出し方も、確かにラフにしか出せない。統計学的に、同じような土台で評価できないと思うんですね。

片や全数調査をし、片や恣意的かどうかわからないけれども抜き取り調査の中で、対等に比較はできないけれども、それを使って頭数の推計を行う、その上で、これを結論について評価をするための一つの材料としていくというのは無理があるんじゃないかというふうには私には思っておりますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○吉川参考人 アメリカの汚染に関して、分析としては両側からやる格好になっております。

一つの方は、侵入リスクという格好で、当時の英国からどのくらいの生体牛を入れたか、肉骨粉を買ったか、あるいは動物性油脂を入れたかというリスクファクターをどのくらい持ち込んだか、それに対してどのくらいの規制で低減効果あるいは回避効果があったのかといったような上流からの分析と、それと同時に、下流というか、実際のサーベイランスデータの方から持ち上げていったものと、それが大きくずれた場合には、これは本気で考え直さなければいけない。

実際の上流から戻ってきたものと実際に調べたものから上がっていったもの、それを日米、カナダというもので比較して、そこに書いてあるように、日本とカナダは恐らく同程度の汚染状況になっているだろう、アメリカの場合は日本より高いかもしれないけれども、飼育規模という大きさから考えれば、百万頭当たりでいえば、カナダが同等、アメリカはひょっとしたら日本よりも少ないかもしれないというのが分析の結果です。

○岡本(充)委員 先生、その上流、下流という話は、先生のお考えの中で、今回この比較をする中で使われた考え方ですけれども、実際のところ、正直言って、抜き取り検査なんですから、それを単純に掛け算をして、リスクはこのくらいだ、何頭だということは意味をなさないんじゃないかというふうに思うんです。科学的に考えて、抜き取り調査で。

しかも、無作為抽出なら別ですよ、無作為抽出ならまだしも、恣意的に抜き取りをしているのが明らかなか中で、向こうは、怪しげな牛を抜き取ったんだ、こう言うし、どういう牛を抜き取ったか、その基準がはっきりしない中での抜き取り調査で全数を推計するのは科学的にはナンセンスなんじゃないかと思うんですけれども、それはどうなんでしょう。

○吉川参考人 科学的正確性という点でいえば、全部を調べるのが最もベストですけれども、サーベイランスというものの考え方の中は、BSEに限らず、限られた数で全体を把握するのにどういう手段が一番賢明かというときには、最もリスクの高いグループを最初に調べるとするのは疫学調査ではやることであって、サーベイランスということに限れば、ヨーロッパもスイスもみんなそういう方法を用い、そこから全体を推計するというは特に変わった方法ではありません。

日本が行っているのは、むしろスクリーニングとして、食肉検査という考えで全頭検査を行ってきたわけであって、そこには母集団の汚染を調べるといことは別途に、食品の安全性という格好で全頭の検査をしてきたわけであって、それはサーベイランスにも使えるということはそのとおりだと思います。

○岡本(充)委員 先ほどもお話をしたとおり、最初の検査としてはそれでもいいかもしれない、ハイリスク群だけを見るというのは。ただ、全数を推計するに当たっては、本来は無作為抽出で検討をしなければ、例えば、ある疾患がどのくらい、疫学的に調査をするのにもですよ。最終的には、マスとして見るときには無作為抽出が必要になってくるのは当然じゃないのかというふうに思うんですが、いかがですか。本当に時間が短いので、短時間で。

○吉川参考人 ネガティブな部分も含めて、無作為抽出の方がより精度が高いことは事実だと思います。

ただ、既にヨーロッパのアクティブサーベイランスも二〇〇一年から始まって、そこには膨大なデータが出ていて、ハイリスク牛と健康牛でのBSEの陽性の比率とか、そういうものはすべて、範囲は何千万頭というオーダーで得られているものですから、それほど推計に大きなずれがあるとは私自身は考えておりません。

○岡本(充)委員 今おっしゃっていただいた、無作為抽出の方が科学的にはより精度が高いということは、私もそのとおりだと思います。その点については、ぜひ吉川座長も一度御検討いただきたいと思います。

さて続いて、幾つか聞いていきたいんですけども時間の関係で、結論の部分についてもちよつとお話を伺いたいと思います。今、非常に小さいという話をした、それはそうとして。

私は、前回の議論を聞いていたら、ほとんどとは言いませんけれども、二時から始まって三時半過ぎまでは厚労省、農水省等からの資料の説明だった。そこからだつと話が始まって、そして結論部分に入ったのはもう五時を回っていたところで、そして、五時を過ぎてから、結論部分について、それで結論に附帯する意見のところを先生は読まれて、ほとんど議論もないままに終了しましたと私は認識している。

次で結論を決めるにはまだ早過ぎるんじゃないか。結論についての討議をする前に、ざつとこの文章を読んで終わってしまった。しかも、最後の方は五時を過ぎたから複数委員が立ち上がられて帰られた、このような状況であったと私は認識しているんです。次ではまだ結論の取りまとめは無理ではないかというふうに考えるんですが、座長はどうお考えでしょう。

○吉川参考人 次回で早過ぎるかどうかは審議をしてみないとわからないと思いますけれども、たたき台そのものに関しては、既に十一日の時点で各委員に配り、各委員からも意見を聞き、また、その間、委員会は開きませんでしたけれども検討を重ねてきたので、そういう意味では、時間配分として前回非常に不十分であったことは私もそのとおりだと思いますし、欠席された委員もいますので、次回、前回中心的に審議できなかった「結論のために」及び「結論」と附帯項目について審議をした上でコンセンサスを得ないというふうに考えております。

○岡本(充)委員 さて、その結論ですけれども、結論は大変短くなっていて、その後に附帯意見というような形で載せるのか、その形態はこれからなんでしょうけれども、ほかの意見があるのも事実です。いろいろな意見で採決するわけにはいきませんから、これを結論として両論併記する、こういふことは可能なはずなんです、これについては、はっきり言ったらこれだけ意見が違っているんですね。非常に小さいと言う人から、同等かどうか不明であると言う人もいれば、まだ評価が足りない部分があると言っている人もいます。

いろいろな意見が出る中で、結論としてたった一つだけ載せるということについては、この前伺っていて私はちょっと違和感があったんですけども、両論併記をされるお考えはないんでしょうか。

○吉川参考人 これは専門調査会ですから、座長が権限を持っているわけではないので、討議の結果、両論併記あるいは時期尚早その他あれば、そういうまとめ方が賢明であるということになれば、そういうことはあり得るというふうに考えております。

○岡本(充)委員 ということは、そういう異論が出れば、次で結論をまとめることはしない、コンセンサスが得られるまで時間をかける、こういうふうに座長としてお答えいただけるわけでしょうか。

○吉川参考人 全く対立して平行路線であればそういうことを考えるし、付記でいいということであればそういう格好になるだろうと思いますし、そこは、あの委員会はずっと公開で審議の結論をまとめていくというスタイルをとっているのです、今の時点では、どういう最終版になるか私自身もわかりません。なるべく委員のコンセンサスがとれるような方向で審議を重ねていきたいと思っております。

○岡本(充)委員 時間がなくて、いろいろな省庁の人に来ていただいたのに、大変申しわけないんですけども、質問が十分できなさそうであります。それをまずおわびをしておいた上で、最後に吉川座長に、大変僭越ではありますが、ちょっと懸念を申し上げさせていただいて。

きょうの新聞にも出ておりました。多くの国民の皆さんはまだ疑っています、アメリカ産牛肉について。そして、リスクの評価についても、管理官庁が管理をした上でなければと言いますが、管理をする管理の内容、仕方、プログラム、アメリカから来たと言っているデータ、きょう聞こうかと

思ったけれども時間がなかった。それは、すべて、例えば、EVプログラムだとかこういうプログラムをつくるんだ、これからやるんだ、それはやらなきゃわからない。例えば、飼料規制だって今回出てきた。肉骨粉をどういふふう規制していくかというその方針は、十月の中旬に出したんだという話は出ていた。だけれども、それがどうなっていくかまだわからない。それを見守っていく、もしくはその行く末を見きわめないと、評価が最終的にできないんじゃないかというふうには個人的に思っているんですね。

別に、アメリカ産牛肉の輸入を再開するなど言っているわけじゃない。私は、安全でおいしいアメリカ産牛肉をみんなと一緒に食べたい。だから、アメリカにもある程度の、もちろんそれは管理官庁がすることだけれども、要求をしていくことは、僕は決して理不尽なことではないと思っているんです。

そういう中で、科学的に本当に、食品安全委員会が国民の皆さん方に安心して食べてくださいと胸を張って言えるのかどうかということについては、私は、管理措置も含めて十分討議をしていつて何らおかしいものではないと思うんです、措置の手段ですね。

そういうことをぜひお考えいただいて、最終的にそれはだれの責任か、何かもし問題があったときにだれの責任か、あやふやになることのないように、私は、リスクの評価でぜひ勇み足を踏むことのないように、慎重な上にも慎重御審議いただきたいということを最後にお願い申し上げまして、本当にきょう済みません、皆さん、お越しいただきましたけれども質問できませんでした。また機会を設けてやらせていただきます。局長、どうも済みません、皆さん、どうもありがとうございました。